



山ト協適第 120 号
平成25年12月27日

会 員 各 位

(公社)山形県トラック協会
会 長 矢 野 佳 伸



ひき逃げ等悪質な違反の排除について

標記のことについては、別添「ひき逃げ等悪質な違反の排除について」(平成25年12月25日付け)により、山形運輸支局から事故警報が通知されました。


会員各位においては、最近の悪質重大事故が多発している極めて厳しい現状を深刻に受け止め、同警報の「記」以下の3点について、至急、所属運転者等に指示し、輸送の安全確保と重大事故の防止を図っていただきたい。



別 添

事 故 警 報
平成25年12月25日

公益社団法人
山形県トラック協会 専務理事 殿

山形運輸支局 首席陸運技術専門官 

ひき逃げ等悪質な違反の排除について

事業用自動車の輸送の安全確保については、機会あるごとに周知徹底を図ってきたところでありますが、去る12月23日午後8時10分頃、山形県内の貨物自動車運送事業者の運転者が、福島県会津若松地内において、中型トラックを運転中、前方を自転車で走行していた男性を撥ねたにもかかわらず、負傷者の救護や警察署への報告を行うことなく現場から逃走したとして、24日に逮捕されるという事件が発生しました。

かかる行為は、プロのドライバーとしてあるまじき行為であるとともに、自動車運送業界への社会的信頼を失墜させる悪質な行為であることから、極めて遺憾であり、同時に、年末年始の輸送安全総点検期間中に発生したことは、誠に残念であります。

つきましては、貴会傘下会員に対し、下記事項を参考として輸送の安全確保及び事故防止についての再徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 夜間の運転は、対向車両のヘッドライトによる幻惑等により前方の交通状況の把握が困難になる場合があることから、前方の安全確認を適切に行うため、交通環境に応じた即応性のある運転に徹すること。
2. 交通事故が発生したときは、直ちに車両等の運転を停止して負傷者を救護するなどの必要な措置を講じるとともに、警察署に報告すること。
3. 運転者はもとより、全社をあげて輸送の安全確保を図るための教育を恒常的に実施し、一層の事故防止に努めること。